

Partnerize パートナー規約

発効日: 2025 年 4 月 10 日

本規約及び「附則－パブリッシャー遵守事項」（適宜更新）は、Performance Horizon Group 株式会社（会社法人等番号 0100-01-150276）（以下「Partnerize」という）と貴社（以下「パートナー」という）との間の合意内容を規定するもの（以下、「本契約」という）であり、貴社が本サービス（以下で定義）、広告主ネットワーク、及び広告主ネットワーク内の各キャンペーンを利用 する際に適用されます。

本契約に基づいて Partnerize またはその代理で関連会社が以下のことを行うことがあります：

- － プラットフォーム又は本サービスのある部分を提供すること
- － 権利を利用しないし行使し、あるいは義務の履行を行うこと

サインアップページの「パートナー規約に同意する」のチェックボックスに チェックを入れることで、パートナーは本契約の条件に同意するとともに、以下のことを表明及び保証したものとします。

- － パートナーが個人の場合は、本契約を締結する能力及び権限を有すること。
- － パートナーが法人等の組織体の場合は、本契約が当該パートナーの代表者としてかかる契約を締結する権限を有する者によって署名されること。

1. 登録

1.1 パートナーが何れかの広告主ネットワーク上でパートナーとなるための申請を行った場合、その承認は当該広告主の裁量に委ねられます。

1.2 パートナーが何れかのキャンペーンへの参加を希望する場合、パートナーは要求される情報を提供し、プラットフォーム内で記載されているその他の指示に従って申請を行うものとします。

1.3 パートナーのキャンペーンへの参加の承認は、当該キャンペーンを運用する広告主の裁量に委ねられます。

1.4 広告主がパートナーの参加を承認した場合、パートナーはさらに当該広告主が当該キャンペーンのために「キャンペーン利用規約」で適宜規定する具体的かつ合理的な条件に同意するものとします。

1.5 「キャンペーン利用規約」は、パートナーと広告主との間の個別の契約を構成し、Partnerize に対する効力は以下各号に定める通りとします。

(a) Partnerize は、「キャンペーン利用規約」の内容について一切責任を負わない。

(b) Partnerize は、書面により別段の合意がなされた場合を除き、「キャンペーン利用規約」に基づくパートナーと広告主との間のいかなる契約の当事者にもならない。

従って、「広告主ネットワーク」及びキャンペーンについては、Partnerize ではなく広告主が責任を負うことにパートナーは同意するものとします。

2. 顧客紹介のトラッキング

2.1 Partnerize は、Partnerize 及び Partnerize の提携会社（広告主を含む）が広告主サイトへの「リファール」をトラッキングできるリンクを作成し、これをパートナーに提供するものとします。

2.2 パートナーは、Partnerize の合理的な指示に従って自社サイト内にリンクを実装し、契約期間中につき第 17 条 第 4 項 b 号に従ってこれが完全に機能するよう維持し、かつ Partnerize 及び広告主の合理的な指示に従ってその更新を確実に実施するものとします。

2.3 パートナーがリンクを正しく実装、運用及び維持しない場合、又はこれが遅れた場合、リファールが確認されない原因となる可能性があり、確認できないリファールに関しては、パートナーに対してコミッションが一切支払われないものとします。

3. 知的財産のライセンス、ブランディング及び権利帰属

3.1 書面により別途合意された場合を除き、各当事者は本サービスの提供及びパートナーが参加するキャンペーンの運用のみを目的として、その保有する知的財産を使用、複製及び表示するための非独占的、取消可能、サブライセンス可能、ロイヤルティフリーのライセンスを、他方当事者に対し許諾するものとします。

3.2 本契約のいずれの規定も、一方当事者から他方当事者に対し、知的財産に関する一切の権利について、利益又は権利を移転させる効果を有しないものとします。

4. コミッション

4.1 パートナーがサイト内にリンクを実装する対価として、Partnerize は、承認済みトランザクションに対してコミッションを支払うものとする。

4.2 第 5 条に規定する以外の各キャンペーンのコミッションに適用される条件は、支払条件及びコミッションの水準等を含めて各広告主が定めることをパートナーは確認する。

5. 支払い

5.1 Partnerize は、以下の条件が充足されてから 1 営業日（イギリスの平日を基準とする）以内に、第 5 条第 3 項の条件に従ってコミッション用の資金をパートナーが利用可能にするものとする。

(a) Partnerize が広告主から決済可能な状態で資金を受け取ったこと。

(b) Partnerize が、当該コミッションの支払いに当該資金を使用するよう広告主から指示を受けていること。

(c) パートナーが、自社の正確で完全な支払及び課税に関する情報及び Partnerize の合理的に要求するその他の情報を提供すること。

5.2 Partnerize が広告主から対応する資金及び支払指示を受けていない限り、パートナーはコミッションについて Partnerize に対する何らの請求も出来ないものとする。

5.3 パートナーが、関係のある全ての広告主から、総額として支払に関する最低限度額金（すなわち、月毎につき、かつ、各通貨につき、20 ポンド/30 米ドル/30 ユーロ）を上回るコミッションを受領した場合に、手数料を即時にパートナーに対して支払うものとする。その他の通貨に関する最低限度額に関する一覧表は、要求に応じて提供されるものとします。なお、かかる最低限度額以下のコミッションが受領された場合、その翌月に繰り越されるものとします。

5.4 第 5 条第 3 項の適用を前提に、パートナーは下記各号の事項について明示的に承認し合意するものとします。すなわち、パートナーが受領した金額の引出をせず、あるいは Partnerize がパートナーに対して電子送金を行うために十分な情報をプラットフォームを通じて提供しない場合、以下の処理がなされます：

(a) ① パートナーが、連続する 12 カ月間内で当該プラットフォーム内の追跡・記録に基づきコミッションを獲得していない場合、または、②当該資金が利用可能となった日付から 12 カ月以内において、パートナーが自己作成すべき請求書の作成を怠り、当該資金の引出しを実施しない場合：この場合は当該パートナーのアカウントは即時に休眠状態（以下「休眠口座」という）として処理され、以下の第 5 条第 4 項(b) で詳述する管理費用の対象となる可能性があるものとします。

(b) Partnerize は、本契約の別表に規定する Partnerize の現行の料率により、休眠口座の管理のための手数料（以下「管理費用」という）を請求する権利を留保します。管理費用はパートナーの口座が休眠口座として見なされた時点に遡って適用され、その後の期間につき下記の管理費用の別表に従って毎月末に当月分をパートナーの口座残高から差し引かれるものとします。

管理費用の別表：管理費用は下記のように算出されるものとする。

a) 口座残高の総額が米ドル換算で 100 米ドルを上回る場合 (i) 50 米ドル、または (ii) 未払残高の 10%に相当する金額のいずれかの低額の方の金額を月間費用とする。

b) 口座残高の総額が米ドル換算で 100 米ドルを下回る場合、10 米ドルを月間費用とする。

c) 口座残高の総額が米ドル換算で 10 米ドルを 下回る場合、あるいは、当該口座が連続して 24 カ月間に亘り継続的に休止/休眠の状態である場合、残高の全額に相当する金額を管理費用とする。

注：本件のパートナーの口座残高が 1 米ドル以下である場合、管理費用は一切課されないものとする。パートナーの手数料を算出するために利用される通貨が異なる場合であっても、米ドル (USD) を管理費用算出のための基準となる通貨とする。

5.5 パートナーが「非倫理的行為」(後に定義)に関与した場合、Partnerize は、非倫理的行為の結果である、またはこれに関係すると判断される承認済みトランザクションに関して支払われた資金の返還を請求する権利を有するものとしませんが、これは Partnerize が有する他の救済手段に影響を及ぼさないものとしします。過払い、誤払い、詐欺的な行為の結果としての支払又は詐欺的行為が関係する支払等、支払に正当な根拠のないコミッションがパートナーに支払われた場合、Partnerize は当該コミッションの返還を受ける権利を有するものとしします。Partnerize は、返還及びそのための返済条件に関してパートナーと協議を行うものとしします。

5.6 Partnerize 又は関連会社(後に定義)に適用ある全ての法律、規制又は行政機関の命令ないし指導に従うため、Partnerize は次の何れかが国際的制裁措置の対象国内にある場合、パートナーに対する支払いを留保する権利を有するものとしします。

(i) 請求先住所

(ii) 銀行口座

(iii) IP アドレス

(iv) 取引上の住所

5.7 グローバルキャンペーン等で請求につき特殊な扱いが必要な場合、Partnerize がパートナーに代わって日本の消費税の請求書を作成する場合があるものとしします。パートナーは、自らの課税上の地位に関する最新情報(税務署等への届出状況、住所、組織名、適格請求書発行事業者登録番号等を含む)を Partnerize に提供し、パートナーのプラットフォーム内の支払情報が常に正確なものに維持されるようにするものとしします。

5.8 前項の場合、パートナーは以下の事項に同意するものとする。

5.8.1 獲得したコミッションに対する日本の消費税の請求書を発行しないこと。

5.8.2 本契約の期間中において Partnerize がパートナーに代わって日本の消費税の請求書を自ら作成する場合のあること。

5.9 パートナーが Partnerize に誤った銀行情報を提供した場合、Partnerize は過誤払い又はコミッションの取戻しについて責任を負わないものとします。

5.10 パートナーへの資金の送金に対して銀行手数料が発生する場合、Partnerize は当該手数料の支払いをパートナーに負担させる権利を有するものとします。

5.11 全てのコミッションの支払は、広告主から受領した通貨によってなされるものとします。パートナーが、それ以外の通貨での支払いを求める場合、為替手数料及び為替レートの変動により発生した損害はパートナーが負担するものとします。

5.12 Partnerize は、本契約に違反するアカウント変更の申請を拒絶する権利を有するものとします。

6. パートナーによる保証

6.1 パートナーは、Partnerize に対し以下の事項を表明し、保証し、かつ約束するものとします。

(a) 本契約の締結及び本契約上の義務の履行が、パートナーが当事者として又はその他の形で拘束される他のいかなる契約にも違反せず、将来においても違反しないこと。

(b) 「認定ユーザー」にアクセスを認める場合を除き、パートナー以外のいかなる個人または法人とプラットフォームあるいは本サービスを共同で利用し、あるいはそれらの者のために利用あるいは貸出をしないこと。

(c) パートナーが本契約を通じて、又は本契約に関連して Partnerize、広告主、ユーザー及びその他の当事者に提供する全ての情報及びデータが、正しく、正確で、最新で、誤解を招くものではないこと。

(d) 本サイト並びに本サービス及び関連する広告主ネットワークを通じた、又はこれに関連したパートナーの活動が、適宜改正、延長又は強化される有効な個人情報保護法その他のデータ保護法制、適用ある贈収賄防止及び汚職関連法制、並びに適用あるその他一切の法律、規制及び行動規範を遵守したものであること。パートナーが、本契約に関連して贈収賄又は個人情報保護法その他のデータ保護法制その他の法令、規則及び適用あるガイドラインの違反を認識した場合、速やかに Partnerize に通知し、合理的な指示に従うこと。

(e) キャンペーンのプロモーションに際して、常にパートナー遵守事項及び業界のベストプラクティスに従うこと。

(f) 自らの本サイト及び Partnerize の本サービス及び関連する広告主ネットワークを通じた又はそれらに関連した自らの活動が、マルウェア又はその他同等若しくは類似のコード若しくは素材を含まず、それらを送信せず又はその他の形でそれらを伴うものではないこと。

(g) キャンペーンのプロモーションに際して業界のベストプラクティスに従い、本サイトの各ページ内に、自らのプライバシーポリシーへのリンクを明確で目につきやすい形で設置すること。また、かかるプライバシーポリシーが、個人情報保護法その他のデータ保護法制等、適用ある法令を遵守したものとすること。

(h) 適用ある法律、規制又は行動規範により求められる範囲及び方法で、広告主との取引関係をユーザーに開示すること。

(i) 使用する知的財産がいかなる第三者の権利も侵害せず（猥褻または中傷的なものによる侵害、又は著作権、商標若しくはその他の財産権の侵害等を含む）、将来においても侵害しないこと。

(j) パートナーのキャンペーンへの参加が、事業活動の中で実施されたものであること。

7. データ（個人情報）保護

7.1 Partnerize は、以下の目的及び条件でのみパートナーの個人情報を利用します。

(a) 本契約に定められたパートナーに対する義務を履行する場合

(b) 規制当局又は法律により義務づけられている場合

(c) 第 14 条第 3 項に従う場合

(d) Partnerize のウェブサイト上で適宜公開される Partnerize のプライバシーポリシーに従う場合

7.2 Partnerize は、広告主のマーケティング活動のパフォーマンスをトラッキングするため、及びトランザクションの発生元となったパートナーを識別するために（以下「本件目的」という）広告主に代わってユーザーの個人情報を利用し、トラッキングコードや Cookie を使用します。パートナーは、Partnerize 及び広告主が適用ある法律を遵守して、このようなトラッキングコード、Cookie の使用及び処理を行うためには、パートナーが必要な開示を実施し、トラッキングと利用に関してユーザーから一定の同意を得ていることが必要条件であることを確認し、これに同意するものとします。このような法令遵守を確実なものとするため、パートナーはユーザーに関して Partnerize が本件目的に沿って行う以下の行為のために必要な全ての開示を行い、これに対する全ての必要な同意を得るものとします。

(a) トラッキングコードまたは Cookie の利用

(b) ユーザーの IP アドレス及びブラウザの詳細情報の収集

(c) ユーザーによるリンクのクリック及びその後の購入に関するデータを含むユーザーの個人情報の利用

(d) 広告主、並びに Partnerize 及び Partnerize の関連会社に対するユーザーの個人情報の開示

(e) ユーザーが居住する国外へのユーザーの個人情報の送信

7.3 パートナーは、データ保護法制に基づく全ての関連ある義務を遵守するものとし、かかる義務には本サービスのために端末装置への情報の保存又は端末装置中の情報へのアクセスが必要となる場合の、保存及びアクセスに関する義務を含むものとしします。

7.4 パートナーが本サービスに登録し、利用するために提供する自己の個人情報の場合を除き、パートナーは別途 Partnerize との間で個人情報の利用に関する契約を締結しない限り、匿名情報のみを移転するものとする。

8. パートナーによる補償

8.1 パートナーは、本契約により次の各号の結果として生じる一切の費用、請求、クレーム、行政処分及び賠償責任（合理的な弁護士費用を含む）について、Partnerize、Partnerize の関連会社、及び Partnerize の広告主（各々の取締役、従業員及び代理人を含む）を完全かつ効果的に補償することを確認します。

(a) 本サイトの内容

(b) 本契約に対する違反

(c) Partnerize が、個人データの処理に関してパートナーからの指示に従ったこと

(d) ユーザーによる本サイトの利用に関連する、Partnerize 又は広告主に対するその他一切の請求（本補償の範囲内にある事項を「本件請求」という）

8.2 Partnerize は、本件請求に関してパートナーに通知を行い、かかる請求に関するパートナーの指示を合理的な範囲で考慮し対応するものとしします。

8.3 本契約の第 12 条第 2 項は、本条には適用されないものとしします。

9 Partnerize による保証

9.1 Partnerize は、パートナーに対し、次のことを保証し及び約束するものとしします。

(a) 本契約を締結し、本契約により必要となる行為を行うための法人としての完全なる権利、権能及び権限を有すること。

(b) 本契約の締結、並びに本契約に基づく義務の履行が、自らが当事者又はその他の形で拘束される一切の契約に違反せず、将来においても違反しないこと。

(c) 本サービスを通じた、又はこれに関連した Partnerize の活動が、適宜改正、制定、延長又は強化される有効な個人情報保護法その他のデータ保護法制、適用ある贈収賄防止及び汚職関連法制、並びに適用あるその他一切の法律、規制及び行動規範を遵守したものであること。Partnerize が、本契約に関連して贈収賄又は個人情報保護法その他のデータ保護法制違反を認識した場合、速やかにパートナーに通知すること。

(d) パートナーによる Partnerize の知的財産の利用が、いかなる第三者の知的財産又はその他の権利を侵害しないこと。

10 免責

10.1 パートナーは、本サービスが「現状有姿のまま」提供されること、本サービスの機能、利用可能性、若しくは稼働時間に関して、又は本サービスがパートナーの特定の要件に適合していること、並びにパートナーが当該本サービスを利用した結果としてパートナーに一定の収入若しくはビジネスが発生することについて、明示又は黙示の保証を含め、Partnerize が一切保証しないことを確認し、これに同意するものとします。

11 契約期間、契約の終了、契約の停止

11.1 本契約は発効日より効力を発生し、各条項に従って終了となるまで効力を有するものとします。

11.2 いずれの当事者も、以下の条件に従い本契約を解除することができるものとします。

(a) 以下の場合には他方当事者に対し書面による通知をなすことで随時本契約を解除することができる。

(i) 他方当事者による重大な本契約違反があった場合

(ii) 他方当事者が解散を決議した場合、または管轄権ある裁判所が他方当事者の解散を命じた場合、もしくは他方当事者の事業若しくは資産のいずれかの部分について管財人・管理人が選任された場合

(iii) 他方当事者が、破産法に定める支払不能ないし債務超過となった場合（会社更生法、民事再生法その他類似の法令での同様な場合を含む）、又は他の国において他方当事者に関して類似の状況が発生した場合

(b) その他の場合、理由なしに、通知をもって本契約を即時解除することができる。

11.3 パートナーが「非倫理的行為」に関与した場合、又は本契約の第 6 条、第 7 条又は第 14 条 に違反した場合、Partnerize は直ちに通知なしに本契約を解除できるものとする。

11.4 パートナーが「非倫理的行為」に関与していると Partnerize が判断する場合等、Partnerize、Partnerize の関連会社、広告主又はユーザーを損害、損失又は賠償責任から保護するために Partnerize が必要であると判断する場合、Partnerize は本サービスの提供若しくはパートナーのキャンペーンへの参加を停止させるか、リンクを無効にすることができるものとします。

11.5 Partnerize が第 11 条第 4 項に基づく停止権を行使する場合、Partnerize は現実的に可能な 範囲で速やかにパートナーに通知し、停止理由が解消したと判断でき次第、本サービスの提供やパートナーのキャンペーンへの参加を再開するものとします。

11.6 かかる停止期間中、Partnerize は第 14 条で定める Partnerize の義務を除き、パートナーに 対する全ての責任及び義務（支払義務を含むが、これに限定されるものではない）から免除されるものとする。なお、停止が解除され、その後パートナーに Partnerize ネットワークへのアクセス権が再度付与されたか否かにかかわらず、パートナーは停止期間中に関して、Partnerize からコミッション、補償又はその他の形の支払いを受ける権利を一切有しないものとします。

12 限定責任

12.1 本契約のいずれの規定も、死亡、人身傷害又は悪意による不実表示を原因とする、又はそこから生じる損失又は損害に対するいずれかの当事者の責任を制限又は排除するものではない。

12.2 上記第 8 条に関する場合を除き、いずれの当事者も、本契約の結果として、又はこれに関連して生じる逸失利益又は間接損害、付随的損害若しくは結果的損害について、それが契約違反、過失責任又はその他の いかなる原因に起因して生じたかにかかわらず、たとえ当該当事者がかかる損害発生の可能性を知らされていた場合であっても、他方当事者に対して賠償責任を負わないものとします。

12.3 Partnerize による本契約の条項違反によりパートナーが被った直接的損害に関する、Partnerize のパートナーに対する賠償責任の上限は、賠償責任を生じさせた事象発生の直前の 3 か月 間にパートナーが受け取った、又はパートナーに当然支払われるべきコミッションの金額を超えないものとします。

12.4 第 6 条第 1 項 h 号、第 6 条第 1 項 ih 号、第 7 条及び第 14 条を除き、パートナーによる本契約の違反により Partnerize が被った直接的損害に関するパートナーの Partnerize に対する賠償 責任は、賠償責任を生じさせた事象発生の直前の 12 か月間にパートナーが受け取った、又はパートナーに支払われるべきコミッションの金額と\$500,000 のうち、大きい方の金額を上限とします。

13 紛争及び通知

13.1 両当事者は、正当な理由ある紛争を解決するため、商業的に合理的な努力を行うものとします。

13.2 紛争に関する通知から 30 日以内に解決がなされない場合、各当事者は Partnerize の役員に対して紛争の対応を求めることができ両当事者はさらに 30 日間につき解決のための努力を行うものとします。

13.3 本契約に基づく通知は全て書面（電子メールを含む）によるものとし、宅配便で送られた場合は受け取った時点、料金前払いの速達郵便の場合は投函日の 2 営業日後、電子メールで送信された場合は送信後直ちに、プラットフォーム内に掲載された場合は掲載後直ちに、通知がなされたものとみなす。

13.4 通知は、以下(a)または (b)の住所宛に配達または投函されるものとします。

(a) Partnerize 宛の場合は、〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ・グランキューブ 3 階又はパートナーに通知されたその他の住所

(b) パートナー宛の場合は、プラットフォーム内でパートナーにより提供された住所

14 守秘義務

14.1 両当事者は、本契約に基づく自社の義務を履行するために他方当事者の機密情報へのアクセスが必要で、本条に従うことに個別に同意した自社の従業員又は代理人以外の者に当該機密情報が漏洩することを防ぐために合理的な措置を講じるものとします。かかる義務は、本契約の終了後も存続するものとします。

14.2 いずれの当事者も、法律上開示義務を負う範囲内で機密情報を他方当事者の同意なしに開示することができるものとします。

14.3 第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、第 7 条第 2 項の適用を前提に、以下のいずれかの条件を満たす場合、パートナーは Partnerize が本サービスを提供するために必要であると Partnerize が合理的に判断する機密情報（パートナーの個人情報を含む）を、関連する広告主又は任意の関連会社に開示できるものとします。

a) パートナーが、広告主ネットワーク参加の承認申請を行った場合

b) パートナーが、広告主のキャンペーンに参加している場合

パートナーは、Partnerize に異議申し立ての通知を行うことにより、かかる開示について随時異議を申し立てることができるものとします。

14.4 両当事者は、他方当事者による公表する資料の事前承認を条件として、当事者の関係を公表することができるものとします。他方当事者はかかる承認を不当に留保あるいは遅延させないものとします。

15 不可抗力

15.1 天変地異、疫病の流行、政府の行為、ストライキ又は戦争等、当事者の合理的な支配が及ばず当事者の合理的な注意により克服不可能な原因または条件の結果として生じる本契約の不履行又は履行遅滞については、いずれの当事者も責任を負わず、またこれを理由として本契約違反とみなされることはないものとします。

16 雑則

16.1 いずれかの当事者が、他方当事者に本契約の条項の履行を要求または強制しないこと、又は本契約に基づく権利を行使しないことをもって、当該当事者が、その状況又はその他の状況において、当該条項又は権利を主張又は信頼する権利を放棄したものと解釈されないものとします。

16.2 本契約（プライバシーポリシーを含む）は、両当事者間の完全なる合意を構成し、それが過失によるか、その他（悪意による不実表示を除く）によるかを問わず、当事者による本契約の対象事項に関連する従前の全ての同意、声明及び表明に優先するものとします。

16.3 本契約に明示的に規定される場合を除き、本契約の当事者でない者（自然人又は法人）は、本契約のいかなる条項も強制する権利を有しないものとします。

16.4 パートナーは、Partnerize の書面による事前同意なしに、本契約又は本契約に基づく権利、利益若しくは義務を譲渡できないものとします。Partnerize は、本契約又は本契約に基づく権利、利益若しくは義務を、親会社、関連会社、又は吸収合併、新設合併、若しくは本契約に関連する Partnerize の全て又は実質的に全ての事業及び資産の取得により Partnerize の後継者となった者等、任意の第三者に制限なく譲渡することができるものとします。

16.5 キャンペーン利用規約と本契約との間に齟齬がある場合は、その範囲でのみ本契約が優先するものとします。

16.6 本契約のいずれかの条項が何らかの点で無効若しくは違法となる場合又は無効若しくは違法となった場合、当該条項は本契約から削除されたものとみなされるが、残りの条項の有効性、適法性及び執行可能性には影響を及ぼさないものとします。

16.7 本契約の各条項の見出しは便宜上付されているものであり、その解釈に影響を及ぼさないものとします。

16.8 いずれの当事者も、第三者との契約で他方当事者を拘束する権利を持たず、自らが他方当事者の代理人、パートナー若しくはジョイントベンチャーであると称する権利、及び他方当事者に代わって義務若しくは賠償責任を負う権利を有しないものとします。

16.9 本契約の終了（理由の如何を問わない）は、かかる終了後に効力を生じる、又は効力を存続させると明示的または黙示的に規定された条項又は義務を終了させるものではなく、両当事者の成立済みの権利及び賠償責任、並びにその他の救済措置に影響を及ぼすものではないものとします。

16.10 本契約は日本の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本契約より生じる又は本契約に関連して生じる両当事者間の全ての紛争、論争又は見解の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い、東京を仲裁地として、3名の仲裁人により最終的に解決されるものとします。

16.11 本契約の原文は英語により作成され、他の言語に翻訳されることがあるが、英語版と翻訳版との間で本契約の条項の解釈に矛盾ないし不一致がある場合、英語版によるものが優先するものとします。

17 更新

17.1 Partnerize は、プラットフォーム上に改定版を公開することにより本契約を適宜更新すること ができます。

17.2 Partnerize は、本契約の更新前に、電子メール、プラットフォーム又はその他適切な方法を通じて、パートナーに通知を行うものとします。

17.3 本契約の更新日の後に、パートナーが引き続き本サービスを使用し、あるいはキャンペーンに参加し続けた場合、パートナーは改定後の条項に拘束されることを受諾したとみなされるものとします。

17.4 パートナーは、本規約について提案された更新の内容に同意できない場合、直ちに Partnerize に通知し、パートナーのアカウントの解除、プラットフォームへのアクセス及びその他の関連する義務の解除に関して協議を行うものとします。

18. 定義

本契約において、以下の用語は次の意味を持つものとする。

- ・「広告主」とは、キャンペーンを実行する目的でシステムを利用するために、Partnerize と契約を締結した第三者を意味する。

- ・「広告主ネットワーク」とは、パートナーが、本サイトを通じて広告主の商品及びサービスをユーザーに広告及び宣伝するために利用する、広告主所有のネットワークを意味する。

・「認定ユーザー」とは、パートナーの従業員、役員又は受託業者でプラットフォーム及び本サービスの利用を許可された者を意味する。パートナーは Partnerize の事前の書面による承諾なしに第三者を認定ユーザーとして許可しないものとし、かかる事前承諾は Partnerize の裁量的な判断で決定されるものとする。

・「承認済みトランザクション」とは、広告主により承認されたトランザクションを意味する。

・「関連会社」とは、Partnerize の親会社、及び Partnerize の親会社の他の子会社を意味する。

・「キャンペーン」とは、「キャンペーン利用規約」に明示された、広告主の商品及びサービスの商業的 オファーまたは商業的オファーの組み合わせを意味する。

・「キャンペーン利用規約」(「プログラム説明書」とも呼ばれる)とは、キャンペーンの主たる条件を明示した規約を意味し、広告主の会社概要、コミッション額、Cookie の有効期間、特定の条件及びその他の関連情報等を含む場合がある。

・「コミッション」とは、パートナーと広告主の間における合意に従い、承認済みトランザクションに関連して、パートナーに対して支払われなければならない全ての報酬を意味する(特別ボーナスの支払いが含まれるものとする)。

・「機密情報」とは、本契約並びに本契約期間中に一方当事者が他方当事者より提供された又は取得した、書面、画像又は口頭による通信及び情報、その他全ての電子的又はその他の形の素材、及び本契約に基づく義務の履行中に一方当事者が他方当事者より提供された又は取得した全ての情報、レポート、図面、推奨事項、データ又はアドバイスを意味し、また(これらに限らず)その情報源の如何を問わず、一方当事者が提供された又は取得した、他方当事者の、又は Partnerize の場合は Partnerize の関連会社、提携会社、ジョイントベンチャー、広告主若しくは仕事関係者の、企業秘密、顧客、ビジネス関係、技術的及び商業的事項に関するあらゆる情報を含むものとする。

・「データ保護法制」とは、個人情報保護法及び Data Protection Act 1998 (1998 年データ保護法)、Data Protection Directive (95/46/EC) (データ保護指令)、Electronic Communications Data Protection Directive (2002/58/EC) (プライバシー及び電気通信に関する指令)、Privacy and Electronic Communications (EC Directive) Regulations 2003 (SI 2426/2003) (2003 年プライバシー及び電子通信(EC 指令)規則)、並びに個人情報及びプライバシーの処理に関して適用される全ての法律及び規制を意味し、該当する場合は、情報コミッショナー又はその他該当の監督官庁が発行するガイダンス及び実務規範、該当法域において上記に相当するもの、並びに上記に優先するあらゆる法制を含む(なお、Regulation (EU) 2016/679 (General Data Protection Regulation) (EU 一般データ保護規則)もここに含まれる)。

・「発効日」とは、パートナーが本契約に署名した日を意味し、パートナーが広告主ネットワークに登録したことを示す Partnerize の記録により証明される。

・「知的財産」とは、登録の有無にかかわらず、特許、意匠権、商標、屋号若しくはドメイン名、電子メールアドレス、著作権（字体の配置、ウェブサイト、又はソフトウェアに対する権利を含む）、並びに上記の登録申請若しくは上記を登録申請する権利、上記のいずれかに対する、若しくは基づくライセンス、発明、ノウハウ、営業秘密及びその他の機密情報に対する権利、データベースに対する権利、及びその他のあらゆる知的財産権で、世界のいずれかの場所で現在又は将来存続するものを意味する。

・「休眠口座」とは、第 5 条第 4 項 (a) の中で定義される意味を有するものとする。

・「リンク」とは、サイトに実装するために Partnerize がパートナーに提供するリンクで、ユーザーがクリックした際に、次のことを識別するものを意味する。

(a) ユーザーがパートナーによって紹介されたこと

(b) ユーザーが参加しているキャンペーン

・「マルウェア」とは、コンピューターシステムに損害を与えるため、若しくはその他の有害な動作を行うため、又はコンピューター若しくはモバイル機器の運用を妨害するために開発されたソフトウェアプログラムを意味する。

・「両当事者」とは、パートナー及び Partnerize を意味し、「当事者」はパートナー及び Partnerize のいずれかを意味する。

・「個人情報」とは、個人情報保護法で定義される意味での個人情報を意味する。

・「パートナー遵守事項」とは、本契約の附則で定める遵守事項を意味する。

・「プラットフォーム」とは、<http://console.partnerize.com/> の URL (または Partnerize が適宜通知するその他の URL) からアクセス可能な、Partnerize のパフォーマンス・マーケティング技術及びレポートのためのインターフェースを意味する。

・「リファerral」とは、キャンペーンの一環として行われる、パートナーから広告主へのユーザーの推薦又は紹介で、承認済みトランザクションにつながる可能性があるものを意味する。

・「本サービス」とは、Partnerize による、パートナーに対するプラットフォームへのアクセスの提供を意味する。

- ・「本サイト」とは、パートナーのウェブサイト、ブログ、フォーラム、バウチャーコード、電子メール リスト、又はユーザーを広告主に紹介するために設計された、若しくはユーザーを広告主に紹介することを意図したその他の仕組みを意味する。

- ・「契約期間」とは、発効日に始まり、契約終了の日まで継続する、本契約の期間を意味する。

- ・「トランザクション」とは、本サービスの一部として記録される、ユーザーに対する広告主の商品 若しくはサービスの販売若しくは提供、又は該当するキャンペーン利用規約で定義される、広告主の商品 若しくはサービスの紹介、推薦またはその他のユーザーとのインタラ クションを意味する。

- ・「非倫理的行為」とは、附則の第 1 条に定める意味を有するものとする。

- ・「ユーザー」とは、広告主の商品又はサービスに関して、購入、申請、問い合わせ、又はその他の 行動を取る個人消費者を意味する。

附則

パートナー遵守事項

1. 各パートナーは、詐欺的、非倫理的、若しくは違法な活動、Partnerize、広告主、ユーザーに対して透明性のない、若しくは最善の利益とならない活動、又は本契約、本件サービス、若しくは本契約で定める支払い条件を意図的に若しくは意図せずに誤用若しくは回避する活動（「非倫理的行為」という）に関与しないことを、Partnerize に保証する。非倫理的行為の例には以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。

1.1. パートナーのために金銭的利益を生み出す目的で、不正なソフトウェア（サードパーティ製か否かを問わない）を使用すること。

1.2. Partnerize や広告主の事前承認を得ることなく、有料検索、又はキーワードをベースとしたその他の第三者広告システムにおいて、法的に使用が制限されたキーワードに入札すること。

1.3. ユーザーの誤解を招くような方法で、又はユーザーが自らの行為の帰結を完全に理解しないままリンクをクリックする誘因が存在するような場所に、リンクを実装すること。例えば、後にパートナーのリンク（「強制リンク」という）の所有者の売上となる可能性のある Cookie を有効にすること、又はその他不誠実な形で、広告主へのリンクを発生させること、若しくは有効にすること。

1.4 迷惑メールによるプロモーション

1.5. パートナーのリンクに対するクリック行為を偽装し、その結果、ユーザーの機器に Cookie が保存され、それが後に当該パートナーの売上につながる可能性があること

1.6 名誉棄損、中傷、猥褻、ポルノ、侮辱、詐欺、又は法律違反のコンテンツを含むコンテンツを、サイト上で宣伝、配布又はその他の方法で公開すること。

2. 本条の各項は、そのサイトに電子メールリストが含まれるパートナー（以下、「Eメールパートナー」という）に適用される。Eメールパートナーは、以下の義務を負うものとする。

2.1 個人情報保護に関連する法令及びその他の適用される法律に従って、当該リストを作成、提供及び運用すること。

2.2. 広告主に代わってユーザーにプロモーションメールを送信する前に、Partnerize の承認を得ること。

2.3. Partnerize の要請に応じて、E メールパートナーが使用を提案しているプロモーションメール の例を速やかに提供すること。

2.4. Partnerize の要請に応じて、電子メールアドレスのリスト又はデータベースの出所と入手先に 関する完全なる開示を速やかに行うこと。この開示には、それらが適切に購入又はライセンス供与さ れた ことの十分な証拠、それらが誰から購入又はライセンス供与されたかの詳細情報、並びにそれ らが個人情報保護に関連する法令及びその他の適用される法律に従って作成、提供及び運用されたことを証明する詳細情報の提供が含まれる。

3. 各パートナーは、プラットフォーム及びキャンペーンへのアクセス管理に使用されるログイン情報、リンク及びその他のデータの機密性を保護及び維持し、パートナーの知らないうちに第三者がパートナ ーの情報を変更できないようにする。本項の義務はパートナーがプラットフォームへの登録及びログイ ンのために利用する電子メールアカウントの セキュリティの確保を含むものとする。さらに、各パート ナーは Partnerize がプラットフォームへのアクセスのために多要素認証を使用していることを確認し、 多要素認証の利用を回避する場合は、これによるリスクは自己で負担することの同意するものとする。

4. 各パートナーは、プラットフォームを通じた登録プロセスの一環として、トランザクションのトラ ッキングに使用する URL を明示しなければならない（以下、「認定 URL」という）。Partnerize は、認 定 URL 以外を経由するトランザクションを無視し、それらに関するコミッションを留保する ことがで きる。パートナーは、プラットフォームを通じて、適宜、URL を追加又は変更することができるが、か かる URL は、Partnerize により認定 URL と認められてはじめて運用可能となる。

5. Partnerize は広告主に提供されることのあるものとして、パートナーの事業の種類及び性質に関する情 報を提供する機会をパートナーに提供することがある。各パートナーは真実かつ正確な情報のみを提供 するものとし、自己が提出した情報に変更があった場合は直ちに Partnerize に通知するものとする。

6. パートナーは如何なる状況においても、Partnerize による事前の明示的な書面による同意なしに、コミ ュッション又はその他の手数料の支払を第三者に対して仕向ける目的で、プラットフォーム又は本サービ スを割当て、流用しその他の方法で活用することを試みないものとする。

7. Partnerize は、パートナーがどこでどのように自己の本サイトをプロモーションしているかを示す情報 を、パートナーに適宜要求することができ、パートナーは、当該情報を Partnerize に速やかに提供する ものとする。

8. パートナー又はユーザーが、紹介手段を確認するテクノロジーを無効にするようシステムを設定 した 場合、Partnerize はそのユーザーを、いかなるパートナーの紹介も受けていないものとして取り扱う。

9. プラットフォーム内の情報は全て、常に完全かつ正確でなければならない。**Partnerize** は、パートナーの身元の証明をいつでも要求する権利を留保する。パートナーが、**Partnerize** の定める期間内にこれを提供しない場合、**Partnerize** は直ちに通知を行うことにより本契約を終了することができる。

以 上